

## 目 次

### 1990 年代後半における OECD 諸国の所得分布と貧困

1. 序論
2. 1990 年代後半における全人口の所得の不平等と貧困に関する動向
  2. 1. 所得不平等の水準
  2. 2. 所得分布の動向
  2. 3. 所得貧困の水準と動向
3. 労働市場、課税および給付：労働年齢人口に対する分布の影響
  3. 1. 労働年齢人口の所得分布と相対的貧困に関する最近の動向
  3. 2. 労働市場の影響
  3. 3. 課税と公的移転の役割
  3. 4. 1990 年代半ば以降の貧困率の変動原因
4. 子供および子供のいる世帯の貧困と不平等
  4. 1. 相対的所得／貧困の水準および動向
  4. 2. 世帯構成、母親の就労および給付制度の影響
5. 老齢期の所得の妥当性：年金制度改革が定年人口に及ぼす影響
  5. 1. 高齢者の相対的所得／貧困の水準および動向
  5. 2. 公的年金制度と高齢者人口に対する影響
  5. 3. 公的移転と民間資本所得の分布パターン

## 卷末図表

### 表

- 表 1. 所得の不平等の全体的な動向：全人口に関する概略結果
- 表 2. 所得五分位階級別の所得割合の増減  
(全人口、1990 年代半ばから 2000 年初期)
- 表 3. 所得階級別の実質世帯所得の動向
- 表 4. 労働年齢人口の市場所得に基づくジニ係数の水準と動向
- 表 5. 様々な世帯構成における子供のいる世帯の貧困率  
(1990 年代半ばから 2000 年)

### 図

- 図 1. OECD 諸国 27 カ国における所得分布に関するジニ係数（最新）
- 図 2. 所得分布の不平等の実際と認識
- 図 3. 不平等の認識とそれらを緩和する政府の役割に関する意見との関係
- 図 4. 絶対的貧困率の動向
- 図 5. 全人口の相対的貧困率
- 図 6. 異なる貧困線における相対的貧困率
- 図 7. 相対的貧困状態の人々の所得ギャップ
- 図 8. OECD 諸国における相対的貧困の複合指標（2000 年）
- 図 9. 労働年齢人口の所得不平等
- 図 10. 労働年齢人口の市場所得と可処分所得の不平等に関する動向
- 図 11. 労働年齢人口の市場所得レベルにおける相対的貧困率、  
不就業者率および無職世帯率との関係
- 図 12. 労働年齢の世帯主がいる世帯における貧困率の就労者数別構成
- 図 13. 労働年齢の世帯主がいる世帯の相対的貧困および社会支出
- 図 14. 相対的所得貧困を緩和するための課税と移転の効果
- 図 15. 労働年齢の世帯主がいる世帯の相対的貧困率の変化の要因分解  
(1990 年代半ばから 2000 年)
- 図 16. 子供および全人口の相対的貧困率
- 図 17. 子供のいる世帯の相対的可処分所得（2000 年）
- 図 18. 子供のいる世帯およびひとり親世帯の相対的貧困率（2000 年）
- 図 19. 子供の貧困率と母親の就業率（2000 年）
- 図 20. 子供のいる世帯と子供のいない世帯の課税と移転の前後における貧困率  
(2000 年)
- 図 21. 66-75 歳の人々の所得代替率
- 図 22. 高齢世帯主がいる世帯に住む人々の家族構成
- 図 23. 高齢者の所得分布に関するジニ係数

- 図 24. 高齢者の相対的貧困率
- 図 25. 高齢の世帯主がいる世帯の貧困率の世帯構造別構成
- 図 26. 高齢者の相対的貧困と年金制度
- 図 27. 高齢の世帯主がいる世帯の相対的貧困率の変化の要因分解  
(1990 年代半ばから 2000 年)
- 図 28. 高齢者に対する公的移転と財産所得および労働年齢人口の可処分所得の分布 (2000 年)
- 図 29. 高齢者人口の所得層別の所得構成 (OECD 平均、2000 年)

#### コラム

- コラム 1. 高所得の調査方法
- コラム 2. 貧困の評価：消費、資産および所得の指標
- コラム 3. 住宅費と貧困指標

## 1. 序論

1. 本報告書はBurriaux et al. (1998)とForstier and Pearson (2002)で提示された1990年代末までの所得分布と貧困に関する分析を取り上げている。本報告書では、全国世帯調査およびその他のマイクロデータセットに基づく各国の提出物に関する第三次調査結果の一部を紹介する。これらの提出物は、諸国間の比較水準を向上させるために共通の方法と定義を用いた標準的な質問表に基づいている(付属文書1)。データは、総所得(すなわち、個人に課せられる直接税と社会保険負担金の支払い前の)の構成要素別に分類された等価個人可処分所得(すなわち、世帯規模に応じて調整した世帯の可処分所得)の概念に基づいており、個人と世帯の様々な社会人口学的な特質に関するデータが提示されている。共通の動向が確認できるように、OECD諸国27カ国に関するデータの対象範囲を最大限に広げている。

2. 共通の方法と定義を用いることにより、OECD諸国との所得分布と貧困に関する諸国間および異時点間の比較を制限する多くの比較上の問題を克服できる。しかし、本報告書で使用されているデータには制限がある。第一に、各国の連続的な時系列データを収集するよりも、対象国の範囲を最大限に広げるこことに重点が置かれた。第二に、共通の定義が用いられている一方、基礎データは標準化がされていないことから、いくつかの点で違がある。ほとんどの場合、これらのデータは世帯調査に基づいているが、数カ国(ベルギー、デンマーク、スウェーデン)では調査と行政データを組み合わせて利用している。さらに、世帯調査が使用されている場合でも、様々な諸国に関するデータは調査の設計、回答率および調査データをまとめるために用いられるデータ補完方式の相違による影響を受ける。第三に、世帯調査から得られる所得/人口データが個々の推計(国民所得勘定等から)と一致する程度は国によって異なり、結果的に比較を歪める可能性がある。最後に、対象期間はほとんどのOECD諸国における景気のピークに当たる2000年前後に終了する。

<sup>7</sup> 本報告書のデータは、ほとんどの諸国に関する限りでは以前のOECDの出版物で使用されたシリーズを拡大適用しているが、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、日本(異なる調査に基づく)、メキシコおよび米国(3月の最新人口調査の国内版に基づく)に関しては修正推計が提示されている。さらに、本報告書はエコ共和国、統一ドイツ、ルクセンブルク、ニュージーランド、ボランダ、ポルトガル、スペインおよびスイスに関するデータを初めて提示している。ベルギーとスペインに関するが、執筆時点で最新情報が得られなかつた。最新情報は、ほとんどの諸国では2000年を基準としているが、オーストリアでは1988/99年、オーストリアとギリシャでは1999年、ドイツ、ルクセンブルク、ニュージーランドおよびスイスでは2001年、チエコ共和国、メキシコおよびトルコでは2002年を基準としている。

<sup>8</sup> 各国民より代表的な状況を提示するために回答の「ウェイティング」(重み付け補正法)が用いられているが、低い回答率に伴う歪みは排除されていない。

3. これらの方針論的な側面以外の制限は、本報告書で実施されている比較方法の有意性に関連するものである。この点で、2つの重要な問題が挙げられる。第一に、本報告書は一定時点における個人と世帯の所得分布に焦点を当てている。言い換えると、使用されたデータからは離脱的な状況と一時的な状況を区別したり、各個人の人生の様々な段階における状況がどのように変化するかを追跡したりすることはできない。第二に、本報告書は政策目標にかかるわらず、課税と公的移転が所得不平等と貧困に最も影響を与える証拠を提示している。実際には、一定時点における所得分布と貧困に最も影響を与える政策は、所得自体の再分配ではなく、様々な不測の事態に備える社会保険の提供、経済効率の向上、追加労働資源の労働者等の、様々な目的を追求している。これらの場合における極めて重要な課題は、複数の目標を同時に達成する政策を策定し、かかる目標が互いに両立しない場合は、妥協点を見出すことである。
4. 本報告書は以下のようまとめられている。第1節は全人口の所得不平等と貧困に関する1990年代後半におけるOECD諸国間の経験を持つ型化された事実を確認し、これらを以前のOECDの調査述べたより長期的な動向と比較する。第2節は労働市場、課税および福祉制度の役割に特に焦点を当てて、労働年齢人口の経験について考察する。第3節は子供および子供のいる世帯の経験について考察する。最後の項は高齢者人口および年金制度の変化が彼らの福祉と貧困にどのような影響を与えたかについて考察する。

## 2. 1990年代後半における全人口の所得不平等と貧困に関する動向

5. 全人口のデータを考察する本節では、様々な不平等と貧困に関する指標水準の諸国間の相違および1990年代後半における変化が以前のOECD分析で確認された長期的動向と異なる点を明らかにする。長期的変化の分析に関する一つの问题是、各国の不平等と貧困の指標が特定の年数に基づいていることであり、これらは各國の景気循環状況によって異なる。理論上は、これらの年数における変化は基本的な動向を十分に示していない可能性がある。しかし実際面では、数カ国(OECD諸国)の所得不平等に関する「一般的に用いられている」指標との比較から、ほとんどの諸国にとってこの検討事項はそれほど重要ではないことが示されている。

## 2.1. 所得不平等の水準

<sup>9</sup> Atkinson (2002)で示されているOECD諸国9カ国との所得の不平等に関する「一般的に用いられている」指標の年間階級系列は、その動向に関する変化が比較的軽微であることを表しており(イタリアを除き)、本報告書で使用されている年数は検討対象期間における一般的な数値をほぼ代表していることを示している。

6. 20世紀末にOECD諸国で大勢を占める分布パターンを評価するための第一歩は、等価可処分所得分布の不平等の水準によって示される。図1は、データが入手できる最新の年におけるOECD諸国27カ国の所得不平等の指標として、広く用いられている要約指標である所得分布のジニ係数<sup>10</sup>を示している。これらの諸国は以下のように不平等度の低い順から4つのグループに分類することができる。

- 4カ国の北欧諸国（デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー）ならびにオーストリア、チェコ共和国、ルクセンブルクおよびオランダはすべて、26前後のジニ係数を示している（少なくともOECDの平均値よりも15ポイント低い）。
- その他の大陸ヨーロッパ諸国ならびにハンガリー、カナダ、スペイン、アイルランドおよびオーストリアのジニ係数は、27から30.5と、最初のグループよりも高い数値を示しているが、全体としては依然としてOECDの平均値よりも低い。
- ニュージーランド、英国、米国、ギリシャ、ポルトガル、イタリア<sup>11</sup>、日本およびボーランドのジニ係数は31から36の値を示し、OECDの平均値を上回っている。
- メキシコとトルコのジニ係数の値は45前後と、この比較一覧表の中で明らかに外れ値を示している。これらの両国とポーランド（3番目に高い国）のジニ係数の差異は、ボーランドと不平等水準がそれより低い諸国とのジニ係数の差異に近似している。

OECDのジニ係数の単純平均値は30.6である（メキシコとトルコを除くと29.4）。

7. ジニ係数は所得集中度を示す一つの指標に過ぎない。しかし、所得の不平等度を示す3種類の追加指標、すなわち平方変動係数(SCV)、平均対数偏差(MIJ)および十分位間比率(inter-decile ratios)<sup>12</sup>（付属表3）の分析では、上記で確認された4種類の大

<sup>10</sup> ジニ係数は、ローレンツ曲線（貧困層から富裕層までの人口の累積比率を、彼らが得る所得の累積比率と対照して示している）と、全体の三角形の比率としてみなされる45度線の間の領域として定義される。ジニ係数の値は、「完全な平等」（すべての人々が同等の所得を得ている）の場合の0から、「完全な不平等」（すべての所得が最も所得が高い人々に集中している）の場合の100に及ぶ。

<sup>11</sup> イタリアの場合、以前の年度との比較可能性を確保するために、金融資産による所得は可処分所得から除外されている。これを含めると、ジニ係数は約7%上昇する（図1で示されている33.3から35.7に）。

<sup>12</sup> P90/P10十分位間比率は、最も高い所得十分位の下限値と最も低い所得十分位の下限値の比

まかなか国別グループは要約指標の選択の影響を受けないことが示されている。<sup>13</sup> 一般的には、北欧諸国は、チェコ共和国とルクセンブルクと共に、一貫して比較的低い水準の所得不平等度を示している。また、使用された指標によると、不平等の水準が比較的低いグループには、その他の一員の西欧諸国（MLD）ではオーストリアおよびオランダ、SCVではオーストリア、フランス、ドイツおよびオランダ）が含まれる。ハンガリー、その他の西欧諸国および日本は使用されたすべての指標において、順位の中間に集中する傾向にあり、イスはジニ係数、十分位間比率およびMIJでは平均以下の値を示しているが、SCV指標では多少高い数値を示している（所得分布の最上位への集中度が比較的高く、その他の部分は全体にわたり比較的均等に分布していることが示されている）。一部のアングロサクソン諸国（特にニュージーランド、英国、米国）および南欧諸国では一貫して比較的高い水準の不平等度が示され、トルコとメキシコは使用されたすべての指標において最も高い不平等度を示している。

8. しかし、これらのような不平等の指標における諸国間の相違は、国民が本国の所得の不平等度が「高すぎる」かに關する認識の指標とぴったり一致していない。図2は、国際社会科学プログラムの後援の元で1999年に着手された調査に基づき、所得の不平等があまりにも大きいという意見に賛成する人々の割合および上述で検討した所得の不平等のジニ係数値に関するデータを示している。すべてのOECD諸国では、回答者の大多数が1990年代末における所得の格差が「大きすぎると」いう意見に賛成したが、その割合は国によって大きく異なり、米国約60%からハンガリー、イタリアおよびポルトガルの90%以上にまで及ぶ。所得の不平等があまりに大きいと認識している回答者の割合は、ジニ係数がOECDの平均を上回っている米国でも低く、ジニ係数が同様に高いポルトガルで最も高かった。不平等の実際と認識の関連性が低いという事実は、他の不平等指標を使用した場合にも当てはまる。これは、実際の不平等以上に、他の要因がこれららの認識の形成に重要な役割を果たしていることを見えている。<sup>14</sup> しかし、所得の

率である。平方変動係数は、全人口の所得平均の二乗で除した各十分位の平均所得の平方偏差である。平均対数偏差は、平均所得と各十分位の所得との比率の自然対数の平均値である。これららの要経指標の上限と下限はすべて異なる。平方変動係数の下限は0で、上限は無限であり、平均対数偏差と十分位間比率の下限は1で、上限はない。また、各指標は分布の様々な地点における変化に対する感度において異なる。他の指標と比較した場合、ジニ係数は分布の両極端における変化に対する感度が低く、平均対数偏差は分布の下位における変化に対する感度が高く、平方変動係数は上位における変化に対する感度が高い。

<sup>13</sup> 以前の調査で収集されたデータも、所得の不平等と各十分位の所得との比率の自然対数の平均値ににおける規模の経済に対する認識に関する一連の決定要因を分析したSurbico (2001)は、比較的所得が高い人々、過去10年間で所得の増加を経験した人々、努力、知性および技能に対して報酬が得られる人と信じている人々ならばに男性、若者および小規模の世帯暮らす人々は不平等に対する「耐性」が比較的強いと報告している。その調査結果によると、所得の不平等が比較的大きい諸国および社会主義政権から移行を経験した諸国では不平等に対する耐性が比較的低いという。

図1. OECD諸国27カ国における所得分布のジニ係数（最新）  
(巻末図表参照)

不平等に関する認識は、それらを緩和しようとする政府の政策に対する態度を形成する決定的な要因となる（図3）。

図2 所得分布の不平等の実際と認識  
(巻末図表参照)

図3 不平等の認識とそれらを緩和する政府の役割に関する意見との関係  
(巻末図表参照)

## 2.2 所得分布の動向

9. 表1はジニ係数の変動に基づく3種類の異なる期間にわたる等価可処分所得の分布動向をまとめている。一般的に、ジニ係数の一定の変動の統計的有意はサンプルサイズと様々な調査の設計に左右されるが、表1では從来のベンチマークが用いられている。ジニ係数の変動率が0~2%の場合は「変動なし」、2~7%の場合は「堅度1」、7%を超える場合は「中程度」、12%を超える場合は「重度」とみなされる。各國は各期間にわたるジニ係数の変動に基づき、表1の各欄に割り当てられている。<sup>15</sup> この伝統的な分類に基づく主なパターンは以下の通りである。

- 1970年代半ばにかけての期間では所得の不平等に関する共通の動向は明らかではない。情報が入手できる7カ国に関しては、所得の不平等に関するジニ係数が3カ国で上昇し、4カ国で低下した。一部の諸国では顕著な動きが見られるが、OECD諸国7カ国の不平等に関するジニ係数の単純平均は3.28減を示している。
- 1980年代半ばから1990年代半ばにかけての期間ではOECD諸国共通の動向のより強力な微候が見られる。この10年間において、ジニ係数は25カ国うち3カ国で低下し（そのうち2カ国はほんのわずか）、5カ国で変動がなく、残りの17カ国で上昇した（そのほとんどばかりの数値）<sup>16</sup>。この期間のデータが入手できる諸国の所得の不平等に関するジニ係数の単純平均は約6%増を示している。
- 1990年代半ばから2000年にかけての最新の期間では所得の不平等に関する共通の動向は明らかではない。ジニ係数は情報が入手できる24カ国うち5カ国で低下し、

<sup>15</sup> ただし、比較的期間が短いことから、最新の期間におけるジニ係数の比較的小さな累積変動率は必ずしも基本的動向の減速を示しているとは限らない。

<sup>16</sup> ノルウェーにおける不平等の大幅な増加は一部、1992年の大規模な税制改革の実施によって説明できる。この改革は課税基準を引き上げたため、結果として、以前の一部の「隠れた」資本所得がデータで確認された。

10カ国で変動がなく、残りの9カ国で上昇した（ほとんどの場合わざかな数値）<sup>17,18</sup>。

1980年代半ば以降のデータが入手できる20カ国の中の1990年代後半における所得の不平等に関するジニ係数の単純平均は、その前の10年間の大幅な上昇と比べると、わずかな上昇（1%）しか示していない<sup>19</sup>。不平等度が低いとみなされる諸国の中のジニ係数が最も上昇したため、その前の10年間ににおける動向とは対照的に、この期間における諸国間の不平等のばらつきが減少した<sup>20</sup>。

表1. 所得の不平等の全体的な動向：全人口に関する経路結果  
(巻末図表参照)

10. 不平等に関する異なる指標は不平等の変化に関して異なる動向を指示する場合がある。付属表3は、所得不平等に関するジニ係数ならびに前に使用したその他の3種類の要約指標、すなわち最上位と最下位の十分位間の所得比率（P90/P10比率）、等価可処分所得の平均対数偏差および平方変動係数を示している。平均的に、4種類の指標のうち2つが、1990年代後半における不平等度が、以前の10年間に上昇した後に、低下していることを示している。これは、メキシコとトルコを除くと、中程度の上昇となる。最新の期間に関する限りでは、すべての指標がカナダ、チエコ共和国、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、日本、ニュージーランド（この国では2種類の指標しか得られなかつた）、スウェーデンおよび英国の9カ国における所得の不平等待度の上昇およびフランス、ドイツ（旧ノルマンディー地域を含む）、イタリア、メキシコ、ポーランド、ボルトガルおよびトルコ（この国では2種類の指標しか得られなかつた）の7カ国における低下を示している。残りの8カ国（および旧ドイツ連邦州）に関しては、様々な不平等指標が異なる動向を示している。過去10年間の指標は13カ国で不平等の明白な上昇を示す。

<sup>17</sup> ただしメキシコの場合は、本報告書で用いられたのと同様の世帯調査に基づく全国データから、1996年から2000年までの期間に不平等度が上昇し、その後2000年から2002年までの期間に低下したことなどが示されている。

<sup>18</sup> 英国に関しては、本文書で使用されている所得分布と貧困に関するデータ（世帯支出調査に基づく）はほんどの国の検討において共通に使用されているデータ（世帯資源調査に基づく）とは異なる。後者の調査のサンプルサイズは前者よりも3倍大きいため、より短期間で結果が得られる。Brewer et al. (2004) がまとめたように、世帯資源調査に基づく最近の動向は、1986/97年から2000/01年までの期間における所得の不平等に関するジニ係数の大幅な上昇およびその後の2年間の多少の低下を示している。

<sup>19</sup> これららの2つの期間にわたる不平等の「平均的な」変動はメキシコとトルコの対照的な動向の影響を受けている。これらの国の不平等度は1980年代半ばにかけて上昇し、1990年代半ばから2000年にかけて大幅に低下した。これらの2カ国を除外すると、平均のジニ係数は最初の期間で3%増、過去5年間で2%増となる。

<sup>20</sup> ジニ係数の標準偏差は1980年代半ばから1990年代半ばまでの期間に約5分の1上昇し、その後の最新的の期間に同じ割合で減少している。

昇（付属表 A.3 にボールド体で表示されている数値）、2 力国で明白な低下（イタリック体で表示されている数値）および 9 力国で異なる動向を示している。

11. 異なる指標が示す不平等の変化に関する動向の相違は一部、各指標が分布の異なる部分により細かく観察することが重要である。したがって、分布の異なる地点における変位と上位に位置する人々と比べて後退した場合、分布の「空洞化」が起きる。逆に、分布の広がりは下位に位置する人々の状況の悪化、上位に位置する人々の状況向上またはその 2 つの組み合わせを反映している場合がある。

12. 以前の OECD の分析では、1980 年代半ばから 1990 年代までの期間における所得分布の変化は、その範囲の比較的上位の変化が中心となつていている。OECD 諸国 22 力国中 16 力国では、五分位階級区分の上位に位置する人々の可処分所得の割合が増加し、8 力国では五分位階級区分の下位に位置する人々の割合が平均と比べて減少した（中程度）（Forster and Pearson, 2002）。最新の期間における推移（表 2）はあまり明確ではない。7 力国では五分位階級区分の下位に位置する人々の所得割合が多少減少し、2 力国（メキシコとトルコ）では多少増加した。五分位階級区分の上位に位置する人々の世帯可処分所得の割合は 11 力国で増加し（特にフィンランドとスウェーデンでは大幅）、4 力国ではかなり減少した。他方で、中間所得層は、アイルランドでは低所得者層と高所得者層、およびトルコでは高所得者層を特徴にして大幅に増加した。大多数の国では、まだ平均すると、五分位階級区分の下位、中位および上位の所得割合は 1990 年代半ばから 2000 年にかけては概ね変わっていない。しかし、階級上位の分布の変化に関する評価は、高所得の調査方法の正確性、および統計局が用いる機密保護の制限に大きく左右される（コラム 1）。

表 2 所得五分位階級別の所得割合の増減（全人口、1990 年代半ばから 2000 年初期）  
(参考国を参照)

#### コラム 1. 高所得の調査方法

本報告書で使用されているデータは高所得の測定にどの程度効果的だろうか？ 「おそらくそれほど効果的ではない」というのが簡単な回答だが、これは諸国によって異なる。高所得に関するデータの品質は、用いられている所得概念の幅および非常に所得が高い人々に適用される機密保護基準によつて決まる。第一の問題に関する主な特徴は、所得が非常に高い人々に不釣合いに生じる所得額が所得概念に含まれているか否かである。謙譲所得は通常ほとんどの OECD 諸国との所得調査からは除外される。同様に、経営者の報酬パッケージの変化（ストックオプションの重要性の増大等）が、世帯調査にほとんどまたは全

く記録されない可能性がある所得フローの重要性を高めている。第二の問題に関する主な特徴は、調査データが一定の上限を超える所得または収入を「トップコード化」しているか否かである。「トップコード化」された数値の使用はある時点における不平等の程度を過小評価し、「トップコード化」された人口比率の増加は記録された所得不平等の上昇を抑制するだろう。

階級の上位に位置する人々にとって最も重要な所得フローの除外による高所得の測定の問題はほとんどの諸国にとって共通しているが、「トップコーディング」が日本と米国のデータの特質となつていている。日本の場合、ここで使用されているデータは標準偏差の 3 倍以上の所得がある人々を除外している。1995 年には全人口の 1.6%、2001 年には 1.3%）。米国の場合、ほとんどの所得分布に対する分析は、Burniaux et al. (1998) および Forster and Pearson (2002) で提示された分析を含め、3 月の最新人口調査補足の「公用」版に類つている。だが、これらのデータは様々な所得層に対して設けられた機密保護制限および国勢調査局が用いるトップコーディングに関する方法論の長期的な変化の影響を受ける。分析者（前回の OECD の作業を含め）は公用データに様々な修正を加え、時間的な整合性を向上させているが、これららの補正は近似値に過ぎない。この欠点を改善するために、本報告書で使用されている米国のデータは国勢調査局の 3 月の最新人口調査に関する「国内使用」版に基づいている（#）。

米国の高所得を測定するための世帯調査に用いられる狭い所得概念の重要性に関する情報は米国連邦議会予算事務局（OMB）による調査から入手できる。これは本報告書で使用されている人口調査データを納税記録と組み合わせて、分布の最上位に近い所得動向を追跡している（#）。OMB のデータは 1980 年代の米国人口の上位 4 分の 1 と上位 1% の大幅な実質所得の伸びおよび人口の下位 50% に位置する人々の実質所得の損失を示している。1990 年代には、実質所得の伸びは以前の 10 年間よりも広い範囲で見られたが、最上位の所得の伸びは依然として下位を凌いでいた。全人口の上位 1% が得る等価可処分所得の割合（十分位の最上位層の所得割合として）に関する OECD 諸国 4 力国の累積に基づくデータは、Atkinson (2002) で提示され、以下に再現されているように、フランスを除くすべての国におけるこの割合の大幅な増加を示している。

ランダと米国は以前の期間よりも伸び率が低かった<sup>21</sup>。その他のすべての諸国においても、実質成長速度は、全所得層の人々が以前の期間よりも堅固な所得の伸びを経験していることを示唆した。

● 第二に、分布にわたる所得成長速度の相違が顕著な場合が多い。例えば、1995-2000年に日本で記録された所得分布の下位における平均実質世帯所得の低下は、主に十分位の下位2階級の人々に影響を与えたと思われる。ほとんどのOECD諸国では、1990年代後半において十分位の上位2階級の人々が下位の人々よりも所得を伸ばしたが、その格差は以前の10年間に記録された数値よりも小さい。

14. しかし表3で強調されているパターンは、使用されているデータと定義の特質によつて形成されることを強調しておく必要がある。第一に、世帯調査で用いられる所得概念は重要な点において、生活水準の分析に從来使用される国民所得勘定の推計方法で表現されている概念とは異なり、調査データの「範囲」の変化は長期間にわたる動向を歪める可能性がある<sup>22</sup>。第二に、等価可処分所得の全体的な動向および異なる所得十分位にわたる世帯規模の変化に影響される<sup>23</sup>。

表3. 所得階級別の実質世帯所得の動向  
(参考図表参照)

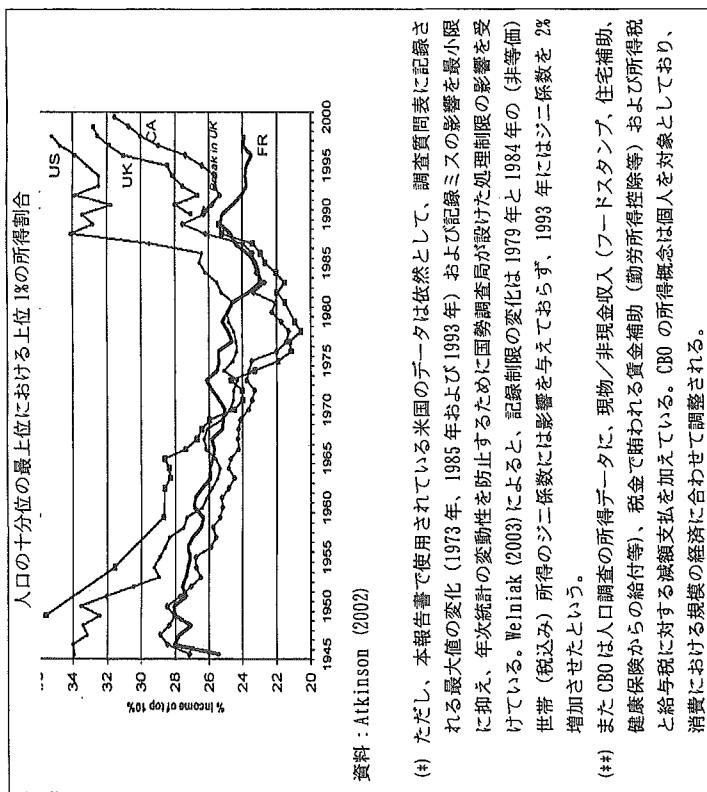
2.3 所得貧困の水準と動向

15. 所得分布の変化は、所得階級の最下位にいる人々に影響を与える場合、より大きな問題となる。1990年代後半における多くのOECD諸国の貧困問題に対する関心の高まりは<sup>24</sup>、貧困の概念の変化に伴うものであつた。すなわち貧困は、所得の範囲を超えて、教

21. 米国の場合、国民勘定データによると、1990年代後半における実質一人当たり世帯所得は以前の10年間よりも伸びた伸びを示している。  
22. Siminski et al (2003)の分析では、本報告書で使用されている世帯支出調査に基づくオーストラリアのデータは、1990年代半ばまでの比較的低い推計人口および後年をはるかに上回る1975-76年の総所得の推計が特徴となっている。また、1975-76年の調査データでは、一人当たりの賃金／給料所得（ならびに自営業所得と所得税）の推計が比較的高く、政府移転支による一人当たり所得の推計が比較的低くなっている。いずれの影響も所得分布を歪めて最下位層を切り離し、その後の期間よりも所得の成長を鈍らさせている。これらの考慮から、1975/76年の世帯支出調査によるオーストラリアのデータは前回のOECD報告書で述べたように、現在の分析から除外されている。

23. この期間にはほとんどのOECD諸国が記録した平均的な世帯規模の縮小のために、表3に示されている等価所得の増加は一人当たり所得の増加よりも少なくなっている。

24. 1995年に開催された社会開発世界サミットで、各國政府は各自が設けた目標期日までに絶対的貧困を根絶する約束に合意した。地域レベルでは、欧州理事会は2000年12月に、欧洲連



13. 表2に示されている様々な五分位階級の所得割合の変化は、所得階級の様々な地點に位置する人々の実質所得の変化を反映していない。これらの絶対変化は、所得の不公平等の動向（所得階級の様々な地點に位置する人々との生活状況の比較）および世帯可処分所得の全体的な成長速度の関数である。表3は、本報告書で使用されている世帯調査に基づき、1980年代半ばから10年間および1990年代半ばから5年間にわたる所得分布の様々な地點に位置する人々に関する実質ベースの（すなわち、消費者物価指数の上昇分を差し引いた）等価可処分所得の年間成長率に関する情報を示している。ここでは以下の2つの特徴が浮き彫りにされている。

● 第一に、ほとんどのOECD諸国では、データが全国民の平均を取った場合、1990年代後半の実質所得成長は以前の10年間と比べて高い。ただし例外として、日本、メキシコおよびトルコは1995年以降に実質ベースの等価可処分所得が減少し、オ

育や住宅への不十分なアクセス、健康障害および日常の生活費を賄うための借金への依存を内包する多次元的現象とさえられている。人々の様々な必需品／サービスへのアクセスに基づく消費ベースの貧困指標が国内／地域の次元で使用されており（コラム2）、他方では貧困の主観的な指標は綿密な貧困評価にとって重要だが、依然として低所得は、共通の動向の確認を目的とした諸国間の時系列的比較がより直感的である。だが同時に、家計調査に基づく絶対付に関する報告の不確実性その他の調査の特質も、一部の諸国では所得分布の下位の人々に関するデータの品質が低いことを示唆している場合がある。

## コラム2 貧困の評価：消費、資産および所得の指標

現在所得ではなく、消費に基づき貧困と不平等を測定するケースが優勢である。この場合、消費の流れは長期所得よりも直接に関連しているため、一時的な所得の低下を被った場合でも、貯蓄の減少または借金の増加により一定の生活水準を保つことができる多くの世帯は貧困層とみなされない。<sup>25</sup>一般的に、消費データに基づく調査が報告する貧困と不公平の割合は所得に基づく推計よりも低い。米国に限定される研究から、1972年から1998年までの国民の所得不平等の増加は、消費の不平等の増加と一致していないことが示されている（Krueger and Perri, 2002）。これは、借金の増加と所有資産の減少により所得変動

合で一般的に合意された目的の定義、これら的目的を達成するための国内行動計画の開発、および統計指標（20種類のいわゆる「ルーケン指標」）による定期的な経済状況の報告を通じて、「貧困と社会的排除への取り組み」を模索することに意した。国内レベルでは、一部の諸国は全人口（例えはアイルランド）では2000年の「国家反貧困戦略」に則りして、または選ばれた下位集団（英国等）のいずれかを対象として、貧困の緩和または根絶に向けての明確な目標を採択している。また貧困に関する目標は、2002年の持続可能な開発に関する世界サミットをきっかけに多くの諸国が採択した「国家持続的開発戦略」を通じて設定されている場合が多い。

25 例えば歐州諸国を対象とした調査では、回答者の可処分（単位の）所得が、その範囲内にやりくりをするために必要だとみなされる水準を下回る程度に基づくと、貧困の「主観的な」程度は「客観的な」指標（60%の可処分所得閾値に基づく）に基づく程度よりも明らかに高いことが示されているが、国別の順位ではほとんど差がない（Galli and Paulmann, 2002）。Forster et al. (2003) は拡大 EU の 18カ国との主要的貧困、所得貧困および混合的剥奪指標を比較している。その結果から、「旧」EU加盟国と「新」EU加盟国間の主観的貧困の相違は、剥奪と所得貧困と比べるとそれほど顕著ではない。

26 一般的に貧困の代替指標は所得に基づく指標との重複をほとんど示していない。Bradshaw and Finch (2003) が検討した、1999年の「英國の貧困と社会的排除に関する調査」からのデータでは、3種類の定義、すなわち住宅費支払前の等価可処分所得が中央値の10%未満である「所得貧困」（19%、回答者が自分が自分たちの世帯所得が世帯を貧困から守るために必要だとみなす所得よりも「多少」または「大體に」低いと表明する「主観的貧困」（20%）および4種類以上の調査に基づく）「明らかな生活必需品」を買う余裕がない世帯の割合である「剥奪」（17%）に基づく貧困水準がほぼ同等であるにもかかわらず、最低2つの面で貧困人々は全回答者のわずか16%で、3つのすべての面で貧困人々は6%未満であることが示されている。

をならすことができるためである。また米国の推計では、1999年における全世帯の約4分の1の所得資産は、3ヶ月間以上基本的にニーズを満たすには不十分であったことが示されている（消費生活に関するパネル調査に基づく）、この割合は住宅資産を除くと40%に増加する（Cane and Wolff, 2004）。

電気／電子製品の所有、住宅と周辺の状況、社会事業へのアクセス、および基本的ニーズを満たす能力に関する測定される物質的豊かさの直接的な指標を開発するために、様々な商品の消費と所有に関するデータが使用された（国勢調査局、2003）。欧州共同体の世帯パネル調査と、米国所得および社会保障受給調査には、世帯が収入の範囲内でやりくりできることを評価するための質問が含まれている。だが現実的には、消費と資産に関する高品質なデータの入手は、特に国際的観点から、依然として困難な問題である。これらの難問は、耐久消費財と仕事に関する支出に特定の分野（住宅、暖房等）に関する質問を評価するための質問が含まれている。絶対貧困（一貫して所得および社会保険受給者）には、消費ベースの貧困指標を一つの指標にまとめた方法と関連性がある。より一般的には、消費ベースの貧困指標は、決定の制約となる財源よりも、個人の嗜好で決まる実際の行動に関連しているという理由から批判される場合がある。

16. 貧困の測定を低所得層に限ったとしても、国ごとの慣行の相違は大きい。これら相違は、貧困を確認するために用いられる貧困ラインに反映されている。絶対貧困（一般的に最低限の生活水準を確保するために必要であるとみなされる最低限の主要財サービスのコストで、長期的には物価指数で調整される）<sup>27</sup>に頼っている国もあれば、様々な集団の相対所得の指標を使用している国もある。所得貧困を測定するための絶対貧困または相対貧困の使用は特に貧困の低減における経済成長の役割を評価する政策に大きな影響を与える<sup>28</sup>。しかし、絶対所得貧困および相対所得貧困の両者は政策立案者に重要な情報を与え、最終的には互いを相補する。さらに、理論的には所得貧困の測定に対するこれらの2種類のアプローチは対極的な一連の組み合わせを示している。

27 例えは、米国の公式の貧困線は、適切な食費に3を掛け（すなわち、食費は世帯支出の約3分の1を占めるという前提に基づく）、毎年インフレに合わせて調整したコストとして定義される。4人家族の場合、この貧困ラインは同年タイアップの家族の平均可処分所得の約2分の1だったが、現在は4分の1強となっている。2001年にメキシコは絶対貧困に基づく3種類の貧困線（経済貧困、能力貧困および資産貧困）を導入した。各貧困線は異なる水準の満たさないニーズを表している。

28 貧困が絶対貧困を元にして定義される場合、量は過減するが、より高度な経済活動（すなわち、世帯所持分布の右傾化）が貧困を低減する。説明的例として、Freeman (2001) は、所得が標準的に分布していると仮定した場合、所得平均値の0.1ポイントの増加（標準偏差と比較して）は、人口の30%が分布の最下位に位置する場合は絶対的貧困を3.2ポイント、人口の20%が最下位に位置する場合は2.6ポイント、人口のわずか10%が最下位に位置する場合は1.6ポイント低減させると算定している。Freemanは「単に所得分布の形狀により、所得の増加が「絶対的」貧困に及ぼす影響は貧困率が30%から10%に低下すると約2分の1低減する」と結論付けている。

るが、実際には、政府があらゆる側面における貧困の低減に向けてより多大な努力を注がばそれだけ、両者間の衝突は少なくなる。

17. 絶対貧困の使用は、諸国間の比較の状況において方法論的に困難な問題を提起している(Forster 1994)。「絶対的」貧困の程度の長期間にわたる変化の状況を示す一つの方法は、各国の基準年における相対所得貧困線を使用し、それを実質ベースで不变の状態に保つことである<sup>29</sup>。この指標に基づくと、すべての OECD 諸国は 1980 年代半ば以降に絶対的貧困の大幅な低減を達成している(図 4)。1995 年までの絶対的貧困は、根本的な経済改革を経たアイルランドとスペインでは 10 年前に達成した水準のわずか 6 分の 1<sup>30</sup>で、スウェーデンでは 70%近く減少した。1990 年代後半も、チェコ共和国、ドイツおよび日本を唯一の例外として、その減少は続いている。平均して、この情報が入手できる OECD 諸国 15 カ国の絶対的貧困率は、1980 年代半ばから 1990 年代までの期間に 3 分の 1 以上減少し、1990 年代後半から 2000 年までの(より短い)期間に 4 分の 1 近く減少した。

図 4 絶対的貧困率の動向  
(巻末図表参照)

18. しかしあつかの点で、絶対的所得貧困の指標は過度に限定的である。実際に、家計費を直接調査して「適切な生活状況」を整えるために必要な財源を越える。例えば、育児費は出品目は絶対的所得指標が一般的にみなす必需品の範囲を越える。また、相対的所得貧困目とはみなされにくが、同様の人物が就業する場合は重要な概念である。また、相対的所得貧困は、一部の人々が一定の社会では慣例となる付帯サービスから除されるリスク(これは社会的排除の重要な侧面である)をより明確に反映することができると思われる。これは数カ国の OECD 諸国における社会政策課題において中心的な役割を得ている概念である<sup>31</sup>。これらの理由から、相対的貧困指標(ほとんどの場合、全人口の所得中央値の 1 の閾値に基づいている、付属文書 2)が主要貧困指標として以下で用いられている。

29 これは 20 種類の即社会的包含指標(リーケン指標)の一つの基本となる概念、すなわち一定の時点に固定された貧困危機率(年 1~3、3 年間にわたるインフレにより引き上げられる)もある。

30 社会的排除の概念は貧困のそれよりも幅広い。Atkinson (1998) は社会的排除のすべての定義が共有する 5 つの共通要素を確認している。これらの要素とは、相対性(すなわち排除は、一定の場所におけるある人物または集団の状況を他者と比較することにより初めて判断できる)、行為主体(すなわち排除は本人または第三者のいずれかの行為主体による行為を伴う)および力学(すなわち排除は、現在の状況だけではなく、将来のかすかな見通しも表している)。

19. 図 5 は 50% の中央値の可処分所得貧困線を用いた貧困率を示している。1980 年代半ば以降の情報が入手できる OECD 諸国 20 カ国における 2000 年の平均貧困率は 10.6% と、1980 年代半ば(9.4%)と 1990 年代半ば(10%)に記載された水準より上昇した。この定義に基づく貧困率は 1990 年代後半において、オーストラリア、オーストラリア、フィンランド、アイルランド、日本、ニュージーランドおよびスウェーデンで 1 パーセントポイント以上上昇し、ノルウェー、イタリアおよびメキシコでは 1 パーセントポイント以上低下した(後者の 2 カ国はより高い水準から)。諸国間では動向の相違以上に、貧困率の水準の相違が依然として著しく、チエコ共和国とデンマークの 5% 未満から、アイルランド、日本、米国、トルコおよび特にメキシコの 15% を超える数値にまで及ぶ。

図 5 全人口の相対的貧困率  
(巻末図表参照)

20. だが図 5 に示されている相対的貧困率は、諸国間の比較のために役立つベンチマークを設定しているものの、主に 2 点において制限されている。第一に、相対的貧困は恣意的な閾値に対して測定されている。人口の大部分がこの閾値の周辺に集中している場合、彼らの所得の小規模な変化が貧困比率の大規模な変化をもたらす可能性がある。貧困線の代替選択肢に対する測定結果の感度を調査するために、図 6 は 50% の貧困線、および現在 EUROSTAT (EU 統計局) が主要指標の一つとして一般的に使用している 60% のラインに対する測定された貧困率を示している(「貧困危機率」)。図 6 は、調査対象の全 OECD 諸国で、人口のかなりの割合(アイルランド、オーストラリアおよびニュージーランドでは 38% 以上)が 50% と 60% の貧困線の間に集中していることを示している。ドイツ、ハンガリーおよび米国では、50% の貧困線に対して測定された 1990 年代後半における貧困率の増加は主に、中央値の 50% と 60% の間に位置する所得者数の減少を反映していた。逆にオーストラリア、デンマークおよびその他の多くの諸国では、50% の貧困線に対して測定された同期間ににおける貧困率の増加は、それより高い貧困線に基づく貧困率の同様の増加を伴っていた。等価可処分所得が中央値の 60%未満の人々はより控えめな閾値に対して測定された場合、貧困とみなされない場合があるが、依然として家計のやりくりに困難を感じている<sup>32</sup>。

図 6 異なる貧困線による相対的貧困率  
(巻末図表参照)

31 50% のラインを下回る人々の割合は、60% のラインを下回る人々の割合と同様に、ほとんどの OECD 諸国では 50%から 60% の間で、北欧諸国とオランダの 50%以下から、日本、メキシコ、トルコおよび米国の 70%以上に及ぶ。

21. 第二に、貧困者比率は貧困の一側面に過ぎない。同様に重要なのは貧困者の所得水準である。貧困格差、すなわち貧困者の平均所得が所得中央値の50%のラインを下回る程度は、1990年代後半には約半数の国で減少し（オーストラリア、ニュージーランドおよびスウェーデンでは大幅に）、その他の半数の国では増加した（オーストリアおよびアイルランドでは大幅に、図7）。全体的に、2000年における24カ国にわたる貧困者の平均可処分所得は貧困線よりも2%低かった。貧困率と貧困チャップの両方を考慮に入れた貧困の総合指標（Teekens and Zaïdi, 1990）は、貧困線を下回る人々全員をそのラインに引き上げるために必要な所得移転は、2000年には高い水準ではメキシコの（等価）可処分所得の7%から、低い水準ではチエコ共和国とルクセンブルクの18歳未満までに及んだことを示している（図8）。ただし、範囲の下端における所得の調査方法は貧困者比率よりも信頼性が低い。

図7. 相対的貧困状態の人々の所得ギャップ  
(巻末図表参照)

22. 比較すると概して安定していた。だがこれは主に、メキシコ、トルコおよびアイルランドで記録された大幅な低下を反映していた。この期間におけるほとんどのOECD諸国のジニ係数は上昇しており、フィンランドとスウェーデンでは約10%以上昇している（図9）。

図9. 労働年齢人口の所得不平等  
(巻末図表参照)

24. 中央値の50%のラインに対して測定された相対的貧困度を見ると、結果は類似している。24カ国では平均すると、2000年前後で所得が中央値の2分の1を下回った労働年齢人口の割合は8.7%で（全人口よりも1.5ポイント低い）、1990年代半ばと比較するほどとんど変化がなかった。この期間では、全人口の貧困率の低下を記録した一部の諸国（ギリシャ等）を含め、ほとんどの諸国で相対的貧困率が上昇している。

図8. OECD諸国における相対的貧困の複合指標（2000年）  
(巻末図表参照)

### 3. 労働市場、課税および給付：労働年齢人口に対する分布の影響

22. 所得の不平等と貧困の決定要因は集団ごとに異なり、人口統計的特性（ひとり親世帯の重要性等）および所得構成（個人が日常生活のために勤労所得または政府移転に頼っている程度等）を反映している。本項目では労働年齢人口（18歳から65歳まで）に関する情報を提示する<sup>32</sup>。最初に、この集団の所得分布と相対的所得貧困の変化が全人口に関する観察される変化と逸脱している程度について簡単に説明する。二番目に、この動向を形成する労働市場および課税／福祉制度の相対的重要性について検討する。三番目に、主な決定要因に基づき、労働年齢人口の相対的貧困の変化に関する簡単な分解を提示する。

#### 3.1. 労働年齢人口の所得分布と相対的貧困に関する最近の動向

23. 労働年齢人口は調査対象のすべての諸国で全人口の中で最大の割合を占めている。その結果、当然ながら、この集団の不平等と貧困の主要動向は概ね全人口と同じ動向をたどっている。2000年における労働年齢人口の所得不平等のジニ係数は、1990年代半ばで、18歳未満であった（18歳未満の上昇）。

<sup>32</sup> この年齢幅は、国際的に合意された児童の定義（18歳未満）との一貫性を確保する目的で、労働年齢人口を確認するために他のOECD出版物で使用されている年齢幅と異なる。

25. 市場所得（勤労所得、自営業所得および財産所得）は労働年齢人口の可処分所得の最大の要素を占めており<sup>33</sup>、1990年代半ばまでの20年間において、所得の不平等の変化に対する主要推進力であった（Forster and Pearson, 2002）<sup>34</sup>。実際に、市場所得における不平等は、1980年代半ばから1990年代半ばまでの10年に亘るところで拡大し、その結果、数カ国（OECD諸国）で可処分所得の不平等が拡大している（図10、最初のペナリ）。この点で、1990年代後半は以前の動向から大幅な脱却を遂げている。1990年代後半にはほとんどのOECD諸国で見られた雇用の増加<sup>35</sup>は、労働年齢人口の可処分所得における勤労所得と自営業所得の割合の増加（平均で2.5ポイント前後）と、それに付随する財産所得と公的移転の割合の減少をもたらした。一部はその結果により、1990年代後半には約3分の1の国で、労働年齢人口の市場所得不平等のジニ係数が低下した一方、ほとんどの諸国ではごくわずかだが増加した。チエコ共和国、ドイツ、日本およびノルウェーは1990年代後に市場所得の不平等が大幅に増大した（表4）。

<sup>33</sup> 多くの諸国（オーストリア、ギリシャ、ハンガリー、ルクセンブルク、メキシコ、ポーランドおよびスペイン）では、課税データが別途に入手できない。したがって、本章とその後の項で提示されている市場所得と可処分所得の比較分析は一部の諸国に限られる。

<sup>34</sup> 市場所得のジニ係数は、1970年代半ばから1980年代半ばまでの期間に約9%（OECD諸国7カ国で）、1980年代半ばから1990年代半ばまでの期間に11%（14カ国で）上昇したが、1990年代後半はほぼ安定していた（18歳未満の上昇）。

<sup>35</sup> OECD地域全体の労働年齢人口の雇用率は、1995年の64.3%から2000年の65.7%に増加した。<sup>36</sup> 2つの国で雇用率が増加し、アイルランド、オランダ、スペイン、ニュージーランドおよびノルウェーでは5.0ポイント以上の増加を示した（OECD, 2003年）。

図 10. 労働年齢人口の市場所得と可処分所得の不平等に関する動向  
(巻末図表参照)

表 4. 労働年齢人口の市場所得に基づくジニ係数の水準と動向  
(巻末図表参照)

26. 市場所得レベルの不平等と貧困に対する労働市況の影響は、勤労所得、自営業所得および財産所得の重要性、および各要素の不平等の程度における変化を反映している。本報告書で取り上げたほぼすべての諸国では、自営業所得および特に財産所得が勤労所得よりも不平等な分布を示している。付属表 A.4 は市場所得の各要素の分布における不平等の程度に関する一つの指標、すなわち勤労所得、自営業所得および財産所得が労働年齢人口の五分位階級の最下位、最高位および中位に分布する割合を示している。ほとんどの諸国では、労働年齢人口の五分位階級の最下位は勤労所得が約 4-5% しか得ておらず（オーストリア、ニュージーランドおよび英国では 3% 以下）、一方、五分位階級の最上位は約 40% を得ている。自営業所得と財産所得は勤労所得よりも、分布の両端に向かって集中している（6-7% が五分位階級の最下位に、50% もが五分位階級の最上位に集中している）。しかし 1990 年代後半には多くの諸国で、五分位階級の下位が占める勤労所得の割合が、しばしば以前の 10 年間で低下した後に増加した。<sup>36</sup>

27. 一方の労働市場と他方の所得不平等と貧困の関係は社会政策にとって非常に重要なである。個人レベルでは、雇用促進は社会的排除と貧困のリスクが最も高い人々の福祉を向上させる。国レベルでは、不就業率（特に女性の）が比較的低い国では、労働年齢人口の市場所得レベルの貧困度が比較的低い（図 11、パネル a）。雇用の世帯分布パターンを考慮に入れるとき、その関係はより強くなる。これは、雇用水準が同等の諸国（雇用率が 70% 強である日本とオーストリア等）が、成人の就業していない世帯に住む労働年齢人口比率において大幅な相違を示しているためである（日本の 3% 未満からオーストリアの 13% 以上に及ぶ）。

図 11. 労働年齢人口の市場所得レベルにおける相対的貧困率、  
不就業者率および無職世帯率との関係  
(巻末図表参照)

28. 不就業率と無職世帯率の諸国間の相違は市場所得不平等の相違の説明に大いに役立つが、特に分布の下端に位置する人々に関しては、仕事の質も問題となる。職はますま

<sup>36</sup> これは自営業所得と資本所得には当てはまらない。1990 年代後半には、それ以前の 10 年間に引き続き、ほとんどの諸国で、五分位階級の最下位（およびしばしば中位）が占めるところの所得の動向に影響を及ぼすその他の対策として、国民の潜在的所得の増加、賃金水準が低い労働者の所得援助（最低賃金の設定等を通じて）および貧困団体が直面する労働力参加に対する特定期間への取り組みを目的とした政策が挙げられる。

す多様化しており、一部の職は貧困のリスクからの保護をほとんど与えていない。就業している成人がいない世帯が貧困に陥るリスクは、就業している成人がいる世帯よりもはあるかに高いが、すべての（OECD）諸国において 1 人あるいは複数の就業者がいる所得貧困世帯はかなり高い割合を占めている<sup>37</sup>。オーストリア、ギリシャ、ニュージーランド、ポルトガル、イスラエルおよび米国では特に、2 人以上の就業者がいる世帯でさえも、所得不足のリスクから免れない。さらに 1995 年以降は、最低 1 人の就業者がいる所得貧困世帯の割合は図 12 で示されている諸国の約半数で増加している。

図 12. 労働年齢の世帯主がいる世帯における貧困率の就労者割別構成  
(巻末図表参照)

### 3.3. 税課と公的移転の役割

29. しかし、雇用水準と可処分所得レベルの相対的貧困の関係は単純なパターンをたどっていない。言い換えると、不就業率（個人の）と無職世帯率が比較的低い諸国が一貫して比較的低い相対的所得貧困を示しているわけではない。これは、仕事の水準と質よりも、政府の政策が所得分布と貧困の動向の加速または緩和に大きな役割を果たしているためである。政府の政策と貧困結果との関係は特筆すべきものがある。労働年齢人口に対する（医療以外の）社会支出が最も高い国は労働年齢人口の相対的貧困率が最も低い（図 13）<sup>38</sup>。各国内では平均すると、課税／給付制度の複合効果により、貧困の危機に陥している人口の半数以上が相対的所得貧困から脱却している（図 14）。この効果は、米国では課税と移転前に貧困ラインを下回っていた人々の約 4 分の 1 からデンマークでは 3 分の 2 以上に及ぶが、1990 年代後半にはほとんどの OECD 国で低下した。これはほとんどの場合、実質給付の増加が可処分所得中央値の増加よりも立ち遅れたためである。

図 13. 労働年齢人口の相対的貧困および社会支出（2000 年）  
(巻末図表参照)

<sup>37</sup> ただしこれは一部、世帯調査でしばしば所得が低いことが示されている自営業者、ならびにパートタイムの仕事や年間の一時期だけの仕事に就いている人々が就業者世帯に含まれていることを反映している。後者に限って、1999 年の米国における（絶対的）貧困率は、年間を通じて常勤で働いている人々が 2.6% であるのに対し、パートタイムの仕事や年間の一時期だけ仕事に就いている人々が 13%、年間を通じて有給の仕事に就いていない人々が 30% であった（Freeman, 2001）。

<sup>38</sup> 政府が貧困と所得不平等に影響を及ぼすその他の対策として、国民の潜在的所得の変化（特に、最も貧困の危機にさらされている人々が就業者世帯に含まれていることを反映して、1999 年の米国における（絶対的）貧困率は、年間を通じて常勤で働いている人々が 2.6% であるのに対し、パートタイムの仕事や年間の一時期だけ仕事に就いている人々が 13%、年間を通じて有給の仕事に就いていない人々が 30% であった（Freeman, 2001）。

図14. 相対的所得貧困を緩和するための課税と移転の効果  
(巻末図表参照)

30. 労働年齢人口が支払う税金（所得税と給与税）および同集團が受け取る公的移転は可処分所得の分布における不平等を低減する。税金は主に富裕者が支払い、公的移転は主に貧困者が受け取る。所得不平等を緩和する課税と移転の相対的役割の指標（各所得要素の「擬似」ジニ係数）は、すべての諸国において、課税が移転よりも集中度が高いことを示しているが、この程度は、1990年代後半に低下した。<sup>39</sup> 所得水準の五分位階級の最下位に位置する人々に対する年金以外の公的移転の集中度は1990年代後半にはほとんどどの諸国で大幅に増大し、以前の10年間で既に見られた動向が続いたが、ギリシャ、ドイツ、ルクセンブルク、アイルランドおよびボーランドに限り低下した（付属表A.5）。代わりに、十分位の中位6階級に対する年金以外の移転の割合はほとんどどの諸国で横して低下し、最高位では特に目立った変化は見られなかつた。課税の場合は変化が比較的小なく、大多数の諸国では所得分布の最上位への集中度が増大しているが、オーストラリア、フランス、アイルランド、日本、ボルトガルおよび米国では低下している。

#### 3.4. 1990年代半ば以降の貧困率の変動原因

31. 課税と公的移転のいずれもが、ある時点における一定の市場所得の分布に関する所得不平等と貧困を緩和するが、それと同時に雇用と労働意欲の点で雇用者の決定を歪めている。これらの歪みの一原因である限界実効税率は一般的に所得分布の両端で高いため、給付に頼っている多くの人々の貧困ならびに労働意欲の低減、または高所得者の税金逃れの試みを防長する可能性がある。1990年代後半に数ヵ国（OECD諸国が実施した改革（一般的に低賃金労働者に対して所得を補給する、および給付に頼っている人々に適切な雇用の申し出に応じるようにより大きな圧力をかけるという形態を取つている）は、これらの歪みを低減し、低所得者に対する勤労誘因を高めることを目的としていた。

32. これらの改革は貧困の変化にどのように影響を与えただろうか？ この疑問に取り組む努力は一般的に2つのアプローチをたどっている。一番目のアプローチは個票データに頼つており、賃金、労働時間および政府給付の構造が基準年の水準にとどまついたとしたとしたら、今日の貧困率はどうになるかを評価している。このアプローチはドイツ、ニュージーランド、ノルウェーおよび米国は例外である。イタリアは、労働年齢人口に対する公的移転が不公平に分布している（すなわち、高所得者層が低所得者層よりも大きな分額を受けている）唯一の国であり、これは労働年齢人口が受け取る所得比例年金（所得に伴い増加する傾向がある）の重要性を示している。

改革後の行動の変化を明らかにしないが、長期間にわたり同一人物を追跡することができる<sup>40</sup>。二番目のアプローチは集計データに頼つており、多くの諸国を比較する場合に、より実施しやすい<sup>41</sup>。ここでは、このアプローチは労働年齢の世帯主がいる世帯に住む人々の相対的貧困率の変化を明らかにするために使用されている。相対的貧困の変化は、簡単なシフトシェア分析を用いて、以下の3つの要素に分解される。

- 人口構成および課税と移転が貧困を緩和する効果が一定の状態を保つている間の各所得集團の市場所得貧困の変化に起因する部分。
- 一定の人口構成および課税と移転が各集團の市場所得貧困を緩和する効果に対し、課税と移転が各集團の市場所得貧困の変化に起因する部分。および
- 一定の市場所得貧困および課税と移転がその集團の貧困を緩和する効果に対し、人口構成の変化に起因する部分<sup>42</sup>。

40 このアプローチに基づき、Dickens and Ellwood (2001)は、人口統計的状況（母子／父子世帯の出生率の増加等）、所得構造（より広い所得分布等）および労働意欲（すなわち、活動率と労働時間の変化の複合効果）が1979年から1999年までの英国における同様の相対的貧困増加率の原因であり、一方より寛大な政府給付が同期間の貧困率の低減に寄与したと主張している。米国では、同期間の相対的貧困の増加は主に人口統計的変化、およびそれより程度は低いが、所得構造の変化を反映していた。より高い労働意欲が貧困率の低下に寄与した一方、政府給付の変化はいずれの方向においても大きな影響を与えないかった。

41 ほとんどの場合、集計データを使用した調査は考えられる一連の決定要因に対し貧困率を回帰させ、結果を用いて2つの時点の状況を比較している。だがこの種の分析結果は一般的に不安定で、使用する明示的な考査を行っていない。

42 この場合、可処分所得レベルの総貧困率は集團ごとの貧困率の加重和として示され、これらのは市場所得貧困および課税と移転の市場所得貧困の緩和効果を示す係数の結果として示される。

$$PR_i = \sum PR_i = \sum [PR_i(M_i)]^{\alpha} (1-\beta)^{1-\alpha}$$

この場合、PR<sub>i</sub>は各集團<sub>i</sub>に対する<sub>i</sub>の時点における可処分所得レベルの貧困率、PR<sub>i</sub>(M<sub>i</sub>)は各集團<sub>i</sub>に対する<sub>i</sub>の時点における市場所得レベルの貧困率、(1-β)は各集團<sub>i</sub>に対する課税と移転の貧困緩和効果、αは人口割合を指している。長期間にわたる貧困者の変化を分析する際には、1つの収入の変化に他の2つの変数の平均値（2つの時点の間）が掛けられる（各対の収入の相互関係に関する明示的な考慮を回避するため）。

43 例えば、給付水準の変化は、以前は不活発だった人々の就労を促進し、世帯構成（非就業世帯の減少）および市場所得貧困（すなわち食困の緩和）をもたらす。

すい要約を提示する<sup>44</sup>。だが同時に、この分解に用いられる詳細な内訳は、結果が調査の小さなサンプルサイズに影響を受けることを示唆している場合がある。

33. 図 15 は、1990 年代後半の労働年齢の世帯主がいる世帯に住む人々の相対的貧困率の変化に関する結果を示している。これらの人々は成人の世帯員の就業状況（すなわち、世帯に就業している成人がいない、1 人の成人だけ就業しているおよび 2 人以上の成人が就業している）に分類されている。例えばオーストリアの場合、1990 年代後半には労働年齢の世帯主がいる世帯に住む人々の相対的貧困率が 1 ポイント増加した（図 15 の「ひし形」で示されている）。市場所得食困率の変化と 3 種類の世帯の相対的規模の変化（就業者がいない世帯の人々の割合が多少減少した）が貧困率の低下に寄与したが（前者の場合は 0.4 ポイント、後者の場合はごくわずかな低下）、それらの効果はそれ以上に、課税と移転の貧困緩和効果の低下（1.4 ポイント）で相殺された（各国の 3 本の棒の合計は相対的貧困率の変化に相当する）。

34. 図 15 は、1990 年代後半に導入された課税／移転制度の改革は數ヵ国で雇用の増大と市場所得食困率の低下に寄与した可能性があるが、それらの効果は課税と移転の比較的低い貧困緩和効果で相殺された場合が多いことを示している。全般的に、貧困率の全体的な変化に関する各国の経験が多岐に渡るにもかかわらず、市場所得の増加および人口構成の変化（非就業世帯の割合の減少と就業者が 2 人いる世帯の増加）は大多数の諸国で、同期間における全体的な貧困緩和に寄与した（前者の場合はドイツ、日本、ニュージーランドおよびボルトガルを除き、後者の場合はフィンランドとドイツを除く）。だがほとんどの場合、これらの肯定的な進展は課税と移転の貧困緩和効果の低減で相殺された（フランス、ドイツ<sup>45</sup>、ギリシャ、イタリアおよびノルウェーを除く）<sup>46</sup>。これらの結果を解釈する際に、純公的移転の「比較的低い」貧困緩和効果は、実質給付額の削減によるものではなく、実質給付の増加が可処分所得中央値の増加よりも立ち遅れ、捕捉率が低いためであることに留意する必要がある。

図 15. 労働年齢の世帯主がいる世帯の相対的貧困率の変化の要因分解

44 Dantzig and Gottschalk (1995) は 1949 年から 1990 年代初期における米国の（絶対的）貧困の変化に対してシフトシェア分解を用いている。彼らは、各人口統計上の雑誌の所渭変化が決定的な役割を果たし、人口統計上の構成の変化はごくわずかな役割しか果たしていないなかつたと結論付けた。

45 ドイツで 1996 年に導入された改革は児童手当と最低限の社会給付 (Steuerfreies Existenzminimum) を引き上げた。

46 人口の世帯構成（同じ世帯に住む子供と成人の人数、すなわち 4 つのグループ）を見ると、この分析は、人口構成の変化がオーストリア、ドイツ、オランダ、スウェーデンおよび英米では貧困の増加（主に一人暮らしの増加により）、米国では貧困の低減（ごくわずか）の原因であることも示唆している。

（1990 年代半ばから 2000 年）  
(巻末図表参照)

#### 4. 子供および子供のいる世帯の貧困と不平等

35. 貧困は、自分が置かれた状況に対する責任を負うことができる、特にその結果に無防備な人々に影響を与える場合、特に問題となる。これらの考慮から、一部の OECD 諸国（英國等）では子供の貧困に関する政策「ターゲット」が具体的に設けられ、どの社会政策課題では子供に対してより大きな配慮が払われている<sup>47</sup>。本項は子供およびその家族の貧困に関する OECD 諸国の最近の状況を検討する。ただし以下で説明する結果は、世帯所得を世帯規模に対して調整する方法（世帯規模の平方根を使用して）によって大きく左右されることを強調しておく必要がある。例えば、世帯規模の等価に関するその他の想定はいずれの国においても、貧困とみなされる児童数を大幅に低減する可能性がある。

#### 4.7. 相対的所得／貧困の水準および動向

36. OECD 諸国 23 カ国では平均すると、2000 年に全児童の約 12%が貧困線（50%）を下回り、1990 年代半ばの水準と比べると 1 ポイント近く増加している。子供の貧困率は北欧諸国では全児童の 4%未満と特に低く、フランス、イスラエルおよび米国がそれに次ぎ、約 7%となっている。メキシコ、トルコおよび米国では子供の貧困率が高く、20% を超えるが、アイルランド、イタリア、ニュージーランド、ポルトガルおよび英國でも 15%を超える（図 16）。オーストリアヒューヨーランドは 1990 年代後半に子供の貧困率が大幅に上昇し、一方イタリアでは大幅に低下した。

37. ほとんどの諸国では、子供の相対的食困率も全人口より高いが（図 16）、国によって大きく異なる。北欧諸国とベルギーでは、子供の食困率は全体の食困率の 2 分の 1 から 3 分の 2 であるが、チェコ共和国、オランダ、ハンガリーおよびニュージーランドでは、子供の食困率は全体の食困率より 50%以上上回っている。これらの相違は、一部の OECD 諸国への布石として、2004-5 年までに低所得層の世帯に住む児童数を 4 分の 1 低減する目標が設定されている。カナダでは、「子供の貧困の撲滅」を目標として掲げていたが、定義や目標に関しては合意に至らなかった。「ニュージーランドの子供アジェンダ」（2002 年 6 月）は子供の貧困をなくす目標を具体的に示したものである。他の EU 諸国に關しても、ギリシャは国家行動計画で子供の貧困に対する目標設定を明確に述べており、他の諸国（ドイツ等）は子供の貧困に重大な影響を及ぼす可能性がある分野における目標を設定している（2010 年までに職業資格を取得していない青年の人数を半減する等の目標）。

諸国では特定の要因が子供の貧困のリスクを高めていることを示唆している<sup>48</sup>。

図 16. 子供および全人口の相対的貧困率  
(巻末図表参照)

#### 4.2. 世帯構成、母親の就労および給付制度の影響

38. いくつかの要因が子供の貧困を助長しているが、中でも最も重要な3つの要因は、子供の住む世帯の特徴、母親の就労状況、および貧困のリスクを低減する課税と移転の役割に関するものである。最初の要因に関しては、子供（および労働年齢の世帯主）のいる世帯の等価可処分所得は平均すると、子供のいない世帯の等価可処分所得の80%強となっている。子供のいる世帯の相対的所得は北欧諸国とベルギーで最も高く、メキシコおよびそれより程度は低いが、オーストラリア、ニュージーランド、ポルトガル、トルコで最も低い（図17）。子供のいる世帯は一般的に子供のいない世帯よりも相対的貧困率が高く、この格差は過去20年間で拡大している<sup>49</sup>。子供のいる世帯の中では、ひとり親世帯の相対的貧困率が最も高く、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、日本、スペインおよびトルコでは40%以上、アイランド、日本、スペインおよびトルコでは50%以上となっている。またこれは過去15年間において、フランス、オランダ、ニュージーランドおよび英国で最も増加している（一部の北欧諸国にも当てはまるが）。

図 17. 子供のいる世帯の相対的可処分所得（2000年）  
(巻末図表参照)

39. だが多くの諸国では、貧困の増加要因はひとり親世帯に住んでいること自体ではなく、その親の雇用形態にある。平均すると、ひとり親世帯の親が無職の場合、貧困率は57%にする（一方、親が就業している場合、その率は21%に低下する）。したがって、就業はひとり親世帯の親のリスクを60%以上低減するが、ギリシャ、日本およびトルコは明らかに例外である。数ヵ国、特にオーストラリア、イタリア、ノルウェーおよびスウェーデンでは、就業しているひとり親世帯の親の貧困率は、子供のいる家庭の全般的な貧困率と比較するとそれほど差はない（図18）。また、就業は子供のいる夫婦が貧困に陥る可能性も低減する（片親だけが働いている場合と比較すると、共働き

<sup>48</sup> 平均すると、子供は貧困層の約4分の1を占めており、この割合は北欧諸国では15%以下、エコ共和国、メキシコ、ニュージーランド、ボーランド、トルコおよび英國では35%以上となっている。

<sup>49</sup> OECD諸国20ヵ国では平均すると、子供のいる世帯の相対的貧困率は、1980年代半ばでは子供のいない世帯の相対的貧困率よりも17%、1990年代半ばでは22%、2000年では27%高くなっている。

の場合はほぼ4分の3減少する）。これらのパターンから、母親の雇用率が比較的高いOECD諸国は子供の貧困率が比較的低い（図19）。

図 18. 子供のいる世帯およびひとり親世帯の相対的貧困率（2000年）  
(巻末図表参照)

図 19. 子供の貧困率と母親の就業率（2000年）  
(巻末図表参照)

38. 子供のタイプおよび様々な世帯の就業状況に関する世帯構成の変化は子供のいる世帯の貧困率の動向に影響を与えている。表4は各國の1990年代半ばと2000年における子供のいる世帯の相対的貧困率（1番目と2番目の欄）を、世帯構成が1985年と変わらなかつた場合に想定される相対的貧困率（4番目と5番目の欄）と比較している。「不变の人口構成」に基づく率は、ひとり親世帯と両親のいる世帯の割合、ならびに就業者が0人、1人および2人以上の世帯の割合が一定であるという仮定に基づいた相対的貧困率を意味する。ほとんどの諸国では、実際の率と再加重率との相違は、1995年には1パーセントポイント未満、2000年には2ポイント未満となっている。10ヵ国では、1990年代半ば以降の世帯構成の変化（3番目と6番目の欄）が子供のいる世帯の相対的貧困率の動向を悪化させている。これらの諸国は、オーストラリア、デンマークおよびノルウェー（減少を試らせている）ならびにチエコ共和国、フィンランド、フランス、日本、ドイツ、ニュージーランドおよび英國（増加を試立させている）である。残りの11ヵ国では、世帯構成の変化は子供のいる世帯の相対的貧困の変動をならす傾向にあつた。

表 5. 様々な世帯構成における子供のいる世帯の貧困率（1990年代半ばから2000年）  
(巻末図表参照)

40. 世帯のタイプおよび様々な世帯の就業状況に関する世帯構成の変化は子供のいる世帯の貧困率の動向に影響を与えている。表4は各國の1990年代半ばと2000年における子供のいる世帯の相対的貧困率（1番目と2番目の欄）を、世帯構成が1985年と変わらなかつた場合に想定される相対的貧困率（4番目と5番目の欄）と比較している。「不变の人口構成」に基づく率は、ひとり親世帯と両親のいる世帯の割合、ならびに就業者が0人、1人および2人以上の世帯の割合が一定であるという仮定に基づいた相対的貧困率を意味する。ほとんどの諸国では、実際の率と再加重率との相違は、1995年には1パーセントポイント未満、2000年には2ポイント未満となっている。10ヵ国では、1990年代半ば以降の世帯構成の変化（3番目と6番目の欄）が子供のいる世帯の相対的貧困率の動向を悪化させている。これらの諸国は、オーストラリア、デンマークおよびノルウェー（減少を試らせている）ならびにチエコ共和国、フィンランド、フランス、日本、ドイツ、ニュージーランドおよび英國（増加を試立させている）である。残りの11ヵ国では、世帯構成の変化は子供のいる世帯の相対的貧困の変動をならす傾向にあつた。

41. 子供のいる世帯の貧困に影響を与える最後の要因は、課税／給付制度である。課税と移転は全世界の相対的所得貧困の程度を軽減するが、子供のいる世帯に対しては、その効果は大幅に低下する。OECD諸国18ヵ国では平均すると、課税と移転により、子供のいない世帯の人々の半数以上が市場所得貧困から脱却しているが、子供のいる世帯ではわずか44%である（図20）。課税と移転が子供のいる世帯の貧困を緩和する効果は日本、イタリアおよびポルトガルで特に低い。実際に、すべてのOECD諸国（課税／給付制度は子供のいる世帯に対して優遇措置を図っているが、これらの利益は、本調査（およびその他のほとんどの調査）で等価世帯所得に対して用いらされている弹性性に含まれる比較的大家族の比較的高い家計費の概算よりも少ない<sup>50</sup>。

<sup>50</sup> 課税と移転の貧困緩和効果は子供のいる世帯の様々なタイプによつても異なる。ほとんどの

図 20. 子供のいる世帯と子供のいない世帯の課税と移転の前後における貧困率（2000 年）  
(巻末図表参照)

- 中年者（41 歳から 50 歳）の相対的所得は 1990 年代後半に大幅に減少し、以前の 10 年間の増加を上回った。

- 職業生活後期の人々（51 歳から 65 歳）の相対的所得はさらに上昇した。

## 5. 老齢期の所得の妥当性：年金制度改革が定年人口に及ぼす影響

42. ほとんどの高齢者（65 歳以上）は労働市場から引退し、日常の生活費の多くを年金と財産所得に頼っている。労働年齢の人々と比較すると、彼らの所得構成の相違により、この年齢層に属する人々の所得不平等と相対的貧困に最も大きな影響を与える要因の組み合わせが異なっている。

### 5.1. 高齢者の相対的所得／貧困の水準および動向

43. 高齢者の所得分布と貧困の最近の動向は、彼らの経済状況の大幅な向上に向けての長期的動向を背景にして説明する必要がある。過去の OECD の調査では、すべての OECD 諸国において、絶対的観点および他の年齢層との相対的観点から、中年者と高齢者、特に定年前後の人々の相対的所得の着実な増加ならびに相対的貧困率の低下が明らかになっている（1998 年および 2001 年の OECD の調査、Forster and Pearson 2002 等）。從来から、高齢者の所得不平等度は労働年齢人口と比較すると低く、長期間において減少、またはほんのわずか増加する傾向にあった。

44. 1990 年代半ば以降の変化は、これらの長期的動向から多少の脱却を示している。付属表 A.6 は全人口と比較した各年齢層の所得および 1990 年代半ば以降と 1980 年代半ば以降のプロフィールの変化に関するデータを提示している<sup>51</sup>。年齢層別の等価可処分所得のバターンは定着しており、41 歳から 50 歳までの年齢層の相対的所得が高く、そこから年齢層が上がるにつれ余りに低下している。1995 年以降の OECD 諸国の平均における変化は以下のことを示唆している。

- 青年（18-25 歳）の相対的所得は以前の 10 年間と同様に引き続き低下したが、そのベースははあるかに遡った。児童（18 歳未満）の相対的所得は、以前の 10 年間の実質的な安定と比較すると、多少増加した。

<sup>52</sup> 高齢者の福祉を評価するために「現行所得」を用いる場合のいくつかの限界は囲み欄 3 で検討されている。  
<sup>53</sup> これは、定年の世帯主がいる世帯に、比較的若い配偶者およびそれほど多くはないがその夫婦の子供が住んでいることを示している。定年の世帯主がいる世帯を見ると明らかである（図 22）。これらは世帯に住む人々は提示されている 24 力国の総人口のおよそ 16% を占め、その割合は全高齢者の割合を約 8% 上回る。<sup>53</sup> その規模に加え、家族のタイプも大きく異なる。

- 中年者（41 歳から 50 歳）の相対的所得は 1990 年代後半に大幅に減少し、以前の 10 年間の増加を上回った。

- 職業生活後期の人々（51 歳から 65 歳）の相対的所得はさらに上昇した。

- 高齢者（66 歳から 75 歳）の相対的所得は、以前の 10 年間の大幅な増加とは対照的に、多少減少した。一方、後期高齢者（76 歳以上）の相対的地位は概ね安定していた。

45. 調査対象の諸国約半数で、1990 年代後半に 66-75 歳の人々の相対的所得が低下し、カナダ、フランス、ハンガリー、ルクセンブルクおよびスウェーデンでは特に顕著だった（5-7 パーセントポイント）。これらのほとんどの諸国では、これらの低下は 1980 年代に記録された上昇後に起きている。後期高齢者の最近の動向は比較的多岐にわたるが、オーストリア、ギリシャおよびトルコでは相対的所得が大幅に増加したが（6 ポイント以上）、フィンランド、アイラン、オランダ、イタリア、ポーランドおよびスウェーデンでは大幅に低下した<sup>52</sup>。より全般的な傾向として、フィンランド、ギリシャ、日本およびボルトガルを除き、41-50 歳の成人の相対的所得が減少している。高齢者の「所得代替率」、すなわち 51-65 歳の人々と比較した 66-75 歳の人々の所得水準は、ほとんどの OECD 諸国では 70% から 80% の間で、オーストリア、ポーランドおよびトルコでは 90% 近かつた（図 21）。またその所得水準は 1990 年代後半に大多数の OECD 諸国、特にカナダ、フィンランド、フランス、ハンガリー、ルクセンブルクおよびスウェーデンで低下した。

図 21. 66-75 歳の人々の所得代替率  
(巻末図表参照)

46. 高齢者の相対的所得における諸国間の相違は家族構成と社会保険制度の相違を反映している。家族構成の役割は定年の世帯主がいる世帯を見ると明らかである（図 22）。これらは世帯に住む人々は提示されている 24 力国の総人口のおよそ 16% を占め、その割合は全高齢者の割合を約 8% 上回る。<sup>53</sup> その規模に加え、家族のタイプも大きく異なる。
- <sup>52</sup> 高齢者の福祉を評価するために「現行所得」を用いる場合のいくつかの限界は囲み欄 3 で検討されている。
- <sup>53</sup> これは、定年の世帯主がいる世帯に、比較的若い配偶者およびそれほど多くはないがその夫婦の子供が住んでいることを示している。定年の世帯主がいる世帯を見ると明らかである。この比率は国によつて大きく異なり、多くの高齢者が子供と同居しているハンガリーとポーランドの 80% 以下から、多くの 10 歳の若者や若年成人が親の家に住み続けているアルラントとボルトガルの 13% 以上までに及ぶ。またこれらの相違は、様々な調査で用いられている「世帯主」の定義の相違を示している可能性がある。

ギリシャ、メキシコ、ポルトガルおよびトルコでは高齢の世帯主がいる世帯に属する人々の80%以上が2人以上の成人がいる世帯（すなわち、2人の高齢者の夫婦、または異なる世代で構成される世帯）に住んでおり、北欧諸国ではこの割合が60%未満となっている。平均すると2000年には、高齢世帯主がいる世帯に住む全人口の約3分の1が一人暮らしで、これらの人々はほとんどの場合、就業していないかった。一人暮らしの高齢者は主に女性で、これは平均寿命がより長いことと、離婚または配偶者の死亡後に再婚する可能性がより低いことを反映している。調査対象のOECD諸国全体では高齢者のいる世帯に住む4人のうち1人が就業していないかった。ただしこの比率は国によって大きく異なり、エストニア、フィンランド、ポーランドおよびイスラエル未満から、ギリシャ、アイerland、日本、メキシコ、トルコおよび英國の40%以上までに及ぶ<sup>54</sup>。これらの相違は常勤職からの退職時期の延期ではなく、主に本業からの退職後の「再就職」（非常勤職や臨時職の場合が多い）を反映している可能性がある<sup>55</sup>。

図22. 高齢世帯主がいる世帯に住む人々の家族構成  
(参考図表参照)

47. 高齢者の所得構成における諸国間の相違も重要である。公的移転（主に老齢年金）と財産所得は高齢者の可処分所得の最大の要素を占めており、収入源に関する情報が入手できる17カ国全体では前者が約3分の2、後者が30%近くを占めている（付属表8）。OECD諸国の約半数は総所得に占める公的移転の割合が減少する徴候を示している。数ヵ国、特にデンマーク、オランダおよびニュージーランドでは、高齢者の税負担も減少した。高齢者の総所得に占める労働所得（自営業所得を含める）の割合は概ね安定していたが、アイerlandとニュージーランドでは大幅に増加し、チエコ共和国、ハンガリー、ポーランド、トルコおよび特に日本では低下している。財産所得の割合は特に一部の欧洲諸国でわずかに増加した。

48. 家族のタイプと所得構成の変化も高齢者の所得不平等と相対的食困に影響を及ぼしている。大多数の国（ギリシャ、アイerland、日本、メキシコ、トルカリ、イス、トルコおよび米国を除く）では、高齢者の所得不平等度（ジニ係数）は依然として労働所得に関する調査に基づく整合データを使用している（Ritalkallio, 2003）。この貧困指標は実際の住宅費（暖房費、電気代、水道代、修理と維持、住宅ローンの返済および

1990年代後半の期間のいずれにおいても、概して（平均して）一定であった（ただし、デンマーク、フィンランド、アイerlandおよびニュージーランドでは多少上昇した）。長期時系列データが入手できる23カ国全体で2000年に約14%だった相対的貧困率は、1980年代半ばから1990年代半ばまでの間に1.5ポイント減少し、過去5年間では概ね安定を保ったが（図24）<sup>56</sup>、メキシコとトルコを除くと、1990年代後半にはほぼ1ペーセントポイント増加した。しかし、諸国間の平均は国ごとの大きさな相違を覆している。実際に高齢者の貧困率が上昇した国と同じく多くの国で貧困率が低下している。アイerlandにおける高齢者の相対的貧困率の大幅な上昇は、高齢者の経済状態の低下自体によるものではなく、実質ベースの所得中央値の急激な伸びと、高齢者の所得の増加がそのベースに追いつかなかったことが原因である。さらに、複数単位の所得を用いた高齢者の所得源の評価は、定年後の仕事関連の費用と住宅費が比較的少なく、高齢者の所有資産が比較的高いことを考慮に入れていないために、高齢者の貧困のリスクを過大視する可能性がある（コラム3）。

### コラム3. 住宅費と貧困指標

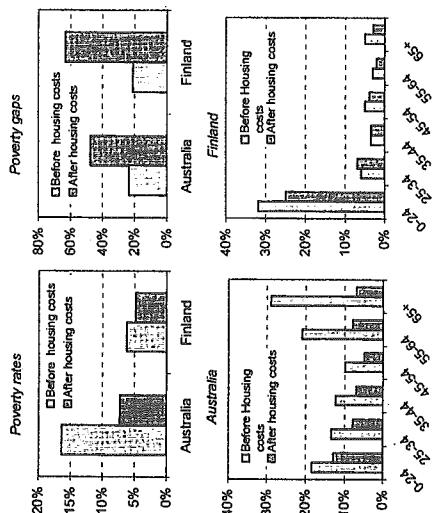
本報告書で提示された比較を含め、高齢者の不平等と貧困の国際比較のほとんどは「貨幣表示の所得」に基づいている。だが、世帯が二ースに応じて支出しの両方によって決定する。特に住宅費は世帯支出の中で最大の要素を占め、世帯が取入の範囲内でやりくりする能力を決定する重大な要因となる。政府の政策は、低所得層に対する補助金付き住宅の提供、および住宅所有を奨励するための税制上の優遇措置を通じて、住宅費に影響を与える。一部のOECD諸国（英國等）は住宅費の重要性を認識し、住宅費差引前および差引後の貧困に対する対策を導入している（\*）。

住宅所有のパートーンは人口統計上の集団（労働年齢の人々よりも高齢の方が高い）および国（北欧／大陸ヨーロッパ諸国よりもアングロサクソン／南欧諸国の方が高い）によつて異なるため、住宅費は貧困度の比較に大きな影響を与える。住宅費の影響度は以下の図で示されている。これは1990年代半ば前後のオーストラリアとフィンランドにおける所得と支出に関する調査に基づく整合データを使用している（Ritalkallio, 2003）。この貧困指標は実際の住宅費（暖房費、電気代、水道代、修理と維持、住宅ローンの返済および

<sup>56</sup> これは常に当てはまるとは限らない。1970年代半ばには情報が入手できる10カ国中9カ国で、また1980年代半ばには20カ国中12カ国で、高齢者の不平等度は労働年齢人口の不平等度よりも高かつた。

<sup>57</sup> ほぼすべてのOECD諸国において、高齢者の中でも76歳以上の人々は66-75歳の人々よりも貧困のリスクがはるかに高い（付属表A.7を参照のこと）。

金利) の差引前と差引後に定められた貧困線を基準としている。「住宅費差引後の」貧困の場合、貧困線は(平均)等価可処分所得から賃貸人が支払う(平均)等価賃料を差し引いた金額の50%に定められている。貧困率と差格(すなわち貧困層の可処分所得が貧困ラインより下回る程度)を示しているパネル②は、オーストラリアとフィンランドのいずれにおいても、実際の住宅費を考慮に入れることにより貧困率が低減すると同時に、食生活が広がり、2カ国間の相違が大幅に狭まっている。年齢層別の貧困率を示しているパネル③は、住宅費を考慮に入れるごとにより高齢者の貧困率が下がり、その貧困リスクが若年層を下回っていることを示している。



資料：Ritakallio (2003)

\* 貧困の測定において住宅費を考慮に入れることは、補助金付き賃貸住宅の供給を通して政府が提供する援助の測定方法に関する難問を提起している。1980年代から1990年代までに数か国(OECD)諸国で実施された政府援助の形態の変化(すなわち、公営住宅供給から住宅手当への変更)は貧困の動向の測定を歪める可能性がある(すなわち、低所得世帯の状況の改善とは合致しない現金所得の増加)。

図23. 高齢者の所得分布に関するジニ係数  
(巻末図表参照)

図24. 高齢者の相対的貧困率  
(巻末図表参照)

49. 高齢者の相対的所得貧困は後期高齢者と一人暮らしの高齢者に集中する傾向にある。すべての国において、一人暮らしで就業していない高齢者は他の高齢者よりも貧困のリスクが大きく、このリスクは1990年代後半にオーストラリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、スウェーデン、英國および米国で増大した。これらのほとんどは女性で、年金の受給資格が限られているがまったくない寡婦の場合が多い。貧困のリスクと様々な世帯タイプの割合が変化した結果、多くのOECD諸国では一人暮らしで就業していない高齢者が貧困層の中で最大の割合を占めている(図25)。だが、カナダ、ギリシャ、アイルランド、日本、ポーランド、ポルトガル、英國および米国では、多くの貧困層の高齢者が配偶者と共に、所得のある世帯に住んでいる。逆にすべての諸国では、一人暮らしで就業している人々、および共働きしている人々が貧困層に占める割合はごくわずかである。

図25. 高齢の世帯主がいる世帯の貧困率の世帯構造別構成  
(巻末図表参照)

## 5.2 公的年金制度と高齢者人口に対する影響

50. 高齢者の可処分所得のウェイトを算みると、公的年金がこの人口グループの所得の妥当性と貧困のリスクを決定する主要な役割を果たしている。合わせて考えると、2000年における公的移転と課税は労働年齢人口よりも高齢者の不平等と貧困を低減した。だが大多数の諸国では、この効果は1990年代後半に低下した(所得不平等に関してはチエコ共和国、フランス、イタリア、ポルトガルおよびスウェーデンを除き、貧困に関してはスウェーデン以外の前述の諸国およびオランダヒノルウェーを除く)。

51. 高齢者の相対的貧困結果は公的年金制度のいくつかの特質に影響される。だが、老齢年金に対する支え額(公共/民間の義務的支え)自体は高齢人口の貧困にほとんど影響を与えていない。図26では諸国間の関係が明確に示されていない(パネル②)。逆に、老齢年金の支え額が高い一部の諸国(イタリア、フランスおよびドイツ)は支出水準が低くなるかに低い国よりも高齢者の貧困率が高くなっている。年金支えと貧困結果との関係の次如は、所得額比例支給年金の重要性、および所得に適用される上限の相違を示している。実際に年金給付が以前の所得に基づいて増加する場合、高齢者の所得分布と相対的貧困に逆進的な影響を与える可能性がある。

52. 年金制度その他の特質は、支出総額よりも高齢者の貧困指標にとって重要な意味を持つ可能性がある。しかし、ある時期に様々な集団に適用される様々な規則が共存して

いるために、それらの重要性を明らかにするのは難しい<sup>53</sup>。中でも貧困指標と最も明らかな関連がある特質は、公的年金と福祉制度が設ける年金の下限である。高齢者の貧困のリスクを最小限に抑えるためには、OECD諸国間によって大幅に異なる。ある国は過去に負担金を支払った人に限定する「最低年金」を適用し、ある国は過去の負担金にかかわりなく（ただし生主／所得審査に基づく場合が多い）すべての高齢者に支給される「基礎」年金を適用し、またある国は全人口を対象とする一般的な社会共済制度を適用している。一般的に、貧困線の比率として示される年金の下限が比較的高い国は高齢者の相対的貧困率が比較的低い（パネル b）。だが、高齢者が拡大世帯の所得を共有する程度等他の特質が高齢者の相対的貧困に影響を与えるため、その関係性は薄い。

54. 公的移転（主に老齢年金<sup>54</sup>）および財産所得（個人／企業年金を含む）の分布は重要な点で相違が見られる<sup>55</sup>。これらの相違から、定年の所得源の多様化を促進することを目指した改革は分布に影響を与える可能性がある。公的移転と資本所得の分布パターンを測定する一つの手段として、擬似ローレンツ曲線の使用が挙げられる。図 28 は、高齢人口の公的移転（黒い点線）と財産所得（黒い実線）ならびに労働年齢人口の可処分所得（破線）に対するこれらの曲線を示している。後者は通常の形状を示している。平均すると、労働年齢人口の可処分所得の約 3% が十分位階級の最下位の人々、8% が下位 2 階級の人々および約 4 分の 1 が最上位の人々で占められている。

図 26. 高齢者の相対的貧困と年金制度  
(参考図表参照)

53. 諸国全体にわたり年金支出と貧困の明確な関連性がないにもかかわらず、公的移転と課税による援助の変化は各国内における高齢者の貧困リスクの変化を促す最も大きな役割を果たしている。図 27 では高齢の世帯主がいる世帯に住む人々の相対的貧困率の変化（1990 年代後半における）に対し、第 3 項で説明した同じシフトシェア分析を用いている。これらの世帯は、一人暮らしまたは他の成人との同居、および世帯員の就業状況に基づいて分類されている。相対的貧困率の変化が著しいすべての諸国において、これららの変化は、課税とこの集団が受け取る公的移転の変化により推進されていることが示されている。全般的に人口構成の変化は少なく、市場所得の変化はオーストラリア、カナダおよびフィンランドでは貧困のリスクを低減し、日本と米国では増大させる傾向があった。労働年齢の場合と同様に、課税と公的移転により高齢者の相対的貧困が増大しているのは、実質給付額が減少したためではなく、実質給付の増加が所得中央値の増加よりも立ち遅れたためと考えられる。

図 27. 高齢の世帯主がいる世帯の相対的貧困率の変化の要因分解  
(1990 年代半ばから 2000 年)  
(参考図表参照)

### 5.3 公的移転と個人資本所得の分布パターン

<sup>53</sup> 中でも特に重要な年金バラメータは、年金が物価、所得、またはその 2 つの組み合わせに連動しているか否かである。支出を抑制するために努力国（OECD 諸国は 1990 年代に賃金スライド制から物価スライド制に変更した。この措置は長期間において高齢者の相対的貧困率を増加させる可能性がある。この影響を相殺するために、努力国（諸国はより貧困の危機にさらされている人々を保護するための具体策（英語の最低所得保証等）を導入している。

55. 公的移転に対する擬似ローレンツ曲線が労働年齢人口の可処分所得から逸脱している程度は国によつて異なる。フランスのように、公的年金制度が主に賃金比例に基づく国では、公的移転の線（点線）は労働年齢人口の可処分所得の線（破線）にほぼ沿っている。他方でカナダ、アイルランド、オランダ、ニュージーランドおよび英国では、全国人民が同額の公的年金を受け取つてゐるため、公的移転の擬似ローレンツ曲線は 45 度線の近くに位置している。フィンランドでは、十分位階級の最下位の人々に支給される割合がその分布の最上位の人々に支給される割合を上回るため、公的年金は累進的に分布している（擬似ローレンツ曲線が 45 度線の上に位置している）。オーストラリアとアイルランドでは、十分位階級の中位の人々は貧困層と富裕層よりも公的年金から比較的多くの利益を得ていると思われる。だがこれらの相違にもかかわらず、公的年金は平均して、またすべての諸国において、労働年齢人口の可処分所得よりも平等に分布している。

56. 高齢者の財産所得は公的移転よりもはるかに不平等に分布している。例えばイタリアに於けると、高齢者に対する公的移転の約 90% が老齢年金で構成されている。この割合はアンゴラ・サクソン諸国では多少低く、大陸ヨーロッパ諸国では 100% 近い。しかし、これらの相違は一部、所得移転の分類が国によって異なることを示している可能性がある。
57. 企業／個人年金制度からの所得の測定は難問を提起している。「世帯所得統計専門家グループ」（チャンペラ・グループ）の勧告によると、世帯が受け取る経常移転（「支払い／受領期間において対応する代償がなく行われる支払いと受領」）は、「民間企業制度から支払われる厚生年金その他の保険金」および「政府職員を全面的に対象とした政府の年金制度」を含め、「退職金の一時払い」（資本移転として記録される）および「被保険者が完全に自己の被扶養で加入する民間保険制度の保険金」（所得の範囲外の損害保険、または年金保険もしくは類似の投資手段からの支払いと同種の場合は財産所得として記録される）を除外すべきである」という。現実面では、これらの決まりごとがどの程度厳格に守られるかは明らかではない。結果として、OECD 諸国では個人年金基⾦が広範に及ぶため、実質的に類似の個人年金基⾦から給付は国によって異なる分類がされる場合がある。本分析の目的上、例外はあるものの（オーストラリア、チエコ共和国、ハンガリー、イタリアおよびメキシコ。ただし、これらの諸国では、個人年金は比較的開発途上段階にある）、個人／企業年金は「財産所得」として記録されている。

では、この所得層の80%以上が高齢人口の上位20%に集中しており、この割合はエコ共和国、ギリシャ、ルクセンブルクおよびニュージーランドでは、65%を上回る。平均すると、財産所得が高齢者の下位半数に占める割合は10%強であるのに対し、最上位に占める割合は40%を超える。全般的に、過去5年間ににおいて、高齢者の総所得に占める個人年金と資本所得の割合は増加した。フィンランドの場合、この増加はすべての所得層にわたりほぼ同時に起きている。だが他の諸国では（デンマーク、ドイツ、アイルランド、日本および英国、付属表A.8）、この増加は主に富裕層と中間所得層に影響を与えた。

57. 公的／個人所得層の分布パターンの研究は、依然として高齢者の所得層には所得階級間で大きな相違があることを浮き彫りにしている。本報告書が調査したOECD諸国全体の平均では、公的移転は依然として高齢者の五分位階級の最下位にいる人々の可処分所得のほぼ100%、分布の中位60%にいる人々の所得の80%近くを占めている（図29）。分布の五分位階級の最上位にいる人々の場合に限り、所得の流れが「バランスの取れた」組み合わせで構成されており、公的移転、財産所得および勤労所得がほぼ均等に分布している。だがこの平均の国ごとの相違は顕著である。例えばフィンランドでは、本報告書で財産所得に組みこまれている企業年金の割合が高齢者の可処分所得の約70%を占めており、それに対して公的年金はわずか20%となっている。他の諸国ではこれらははるかに均等に分布している。これはフィンランドの定年制度における年金のより企業的な役割および社会保障機関による管理を反映している。

図28. 高齢者に対する公的移転と財産所得および労働年齢人口の  
可処分所得の分布（2000年）  
(巻末図表参照)

図29. 高齢者人口の所得階級別の所得構成（OECD平均、2000年）  
(巻末図表参照)

表1. 所得の不平等の全体的な動向：全人口に関する概略結果

|                        | <i>Strong decline</i> | <i>Moderate decline</i> | <i>Small decline</i> | <i>No change</i> | <i>Small increase</i> | <i>Moderate increase</i> | <i>Strong increase</i> |
|------------------------|-----------------------|-------------------------|----------------------|------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------|
| Mid-1970s              | Greece                | Finland                 | Canada               |                  |                       |                          |                        |
| Mid-1980s to mid-1990s | Sweden                |                         |                      |                  |                       |                          |                        |
| Mid-1990s to mid-1990s | Spain                 | Australia               | Austria              | Belgium          | Czech Rep.            | Italy                    |                        |
|                        |                       | Denmark                 |                      | Germany          | Finland               | Mexico                   |                        |
|                        |                       |                         |                      | Luxembourg       | Hungary               | New Zealand              |                        |
|                        |                       |                         |                      | Japan            | Netherlands           | Turkey                   |                        |
|                        |                       |                         |                      | Ireland          | Portugal              |                          |                        |
|                        |                       |                         |                      | Sweden           | United Kingdom        |                          |                        |
|                        |                       |                         |                      |                  | United States         |                          |                        |
| Mid-1990s to 2000      | Mexico                | Australia               | Austria              | Austria          | Austria               | Finland                  |                        |
|                        | Turkey                | France                  | Czech Rep.           | Canada           | Canada                | Sweden                   |                        |
|                        |                       | Ireland                 | Germany              | Denmark          |                       |                          |                        |
|                        |                       | Poland                  | Hungary              | Greece           |                       |                          |                        |
|                        |                       |                         | Italy                | Japan            |                       |                          |                        |
|                        |                       |                         | Luxembourg           | Norway           |                       |                          |                        |
|                        |                       |                         | Netherlands          | United Kingdom   |                       |                          |                        |
|                        |                       |                         | New Zealand          |                  |                       |                          |                        |
|                        |                       |                         | Portugal             |                  |                       |                          |                        |
|                        |                       |                         | United States        |                  |                       |                          |                        |

注記：「重度の低下／上昇」は+/-12%の所得不平等の変動、「中程度の低下／上昇」は-12%の変動、「軽度の低下／上昇」は2-7%の変動、「変動なし」は+/-2%の変動を示している。結果は国によって異なる4つの基準期間におけるジニ係数に基づいている。「2000年」のデータは、オーストリア、オーストリア、ギリシャでは1999年、ドイツ、ルクセンブルク、ニュージーランド、スイスでは2001年、チェコ共和国、メキシコ、トルコでは2002年、その他のすべての国では2000年を基準としている。「1990年代半ば」のデータは、オーストリアでは1993年、オーストリア、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、日本、メキシコ、トルコでは1994年、チェコ共和国、ニュージーランドでは1996年、その他のすべての国では1995年を基準としている。「1990年代半ば」のデータは、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スウェーデンでは1983年、オーストリア、フランス、イタリア、メキシコでは1984年、カナダ、日本、オランダ、スペイン、英國では1985年、フィンランド、ルクセンブルク、ニュージーランド、ノルウェーでは1986年、アイルランド、トルコでは1987年、ギリシャでは1988年、米国では1989年を基準としている。チェコ共和国、ハンガリーおよびポルトガルに関しては、1980年代半ばから1990年代半ばまでの期間は1990年代の初期から半ばまでの期間を指す。

資料：OECDの世帯所得分布に関する質問表からの算定数値